



2022年4月20日

各位

会社名 株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表者名 代表取締役社長 阿部 義之
(コード番号：6532、東証プライム)
問合せ先 取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
(TEL. 03-5501-0151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年5月27日開催予定の第8回定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の一部の変更をお願いいたしたいと存じます。

- (1) 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は、不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第19条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第19条(電子提供措置等)第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連	

結算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを自動的に削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月27日
定款変更の効力発生日 2022年5月27日

以上